

株主各位

第54回定時株主総会招集ご通知における
インターネット開示情報
(法令及び定款に基づくみなし提供事項)

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、第54回定時株主総会招集ご通知の提供書面のうち、当社ウェブサイト (<http://www.g-taste.co.jp/>) に掲載することにより記載を省略した事項は次のとおりとなりますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類の第1号議案に関する以下の事項

- | | |
|---|-------------|
| (1) 株式会社ジー・ネットワークス及び株式会社さかいの
最終事業年度に係る計算書類等の内容 | 1 頁 ～ 66 頁 |
| (2) 共同新設分割計画書 | 67 頁 ～ 88 頁 |

株式会社ジー・テイスト

第47期 事業報告

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、政権交代後の金融政策への期待が要因となり、円安や日経平均株価の大幅な上昇によって悪化に歯止めがなかったものの、企業の生産や個人消費などの内需の伸びは依然不透明な状況となっております。

外食産業においては、お客様の節約志向による個人消費の低迷・低価格競争が続いており、同時に原材料費の高騰など業界を取り巻く経営環境は依然として厳しい環境となっております。

このような状況のもと、当社は主力事業である外食事業において「純粋な商品力の向上」をテーマとして、各業態のメニュー・オペレーション等の改善を実直に続けてまいりました。

①外食事業につきましては、「純粋な商品力の向上」をテーマとしまして、メニュー・オペレーションの抜本的な改善を行ってまいりました。業態別に見ても、主要業態である「おむらいす亭」の売上も着実に結果がでており、「カルビ大陸」「しゃぶしゃぶすき焼き清水」の大型店舗においても堅調な推移となっております。

(おむらいす亭)

季節感を取り入れたメニュー構成（夏はパフェ、冬はドリア）の導入により、ディナータイムにおける売上改善に一定の成果を残しております。加えて、より幅広いお客様に支持頂くことを目的としまして「和テイスト」のメニューのトライアルにも着手しており、結果として利益貢献ができる商材へと昇華しております。

(長崎ちゃんめん)

当事業年度において抜本的な商品改善に着手してまいりました。ベースとなる「麺」「スープ」を根本から見直すことにより、お客様満足度

の向上、更に季節毎の新メニューを含めて訴求力の向上にも努めております。

②教育事業につきましては、ソフト面である講師陣のスキルアップと共に、売上の基盤となる生徒数拡大をテーマといたしまして販促面に注力し、利益面においては一時的に圧迫をいたしましたが生徒数は純増しております。

③食品加工事業につきましては、「おせち」製造販売に対する安心・安全を第一とし、「おせち」製造販売における確実な体制づくりに注力してまいりました。「おせち」製造販売において、委託販売の販売個数減少の影響による売上減少がありましたが、確実な体制のもと既に翌事業年度への売上獲得に着手しております。

④その他事業につきましては、建築施工及び設備メンテナンスを行っております。事業として堅調に推移しており、特に利幅が大きい受注を獲得することで利益面にて改善が顕著となっております。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は7,297百万円（前期比3.0%減）となり、営業利益102百万円（前期比8.2%減）、経常利益96百万円（前期比5.3%減）、当期純利益は28百万円（前期は当期純損失465百万円）となっております。

当事業年度（第47期）のセグメント別売上状況

内 容		売上高	構成比	対前期増減率
外 食 事 業	レストラン 長崎ちゃんめん 敦煌 おむらいす亭 カルビ大陸 等	千円 4,502,694	% 61.7	% 0.0
	居酒屋 とりあえず吾平 小樽食堂 等	1,158,542	15.9	△9.3
	その他	87,863	1.2	12.4
	計	5,749,101	78.8	△1.9
教 育 事 業	駅前留学NOVA I T T O個別指導学院	783,684	10.7	7.2
食 品 加 工 事 業	「高原牧場ハム」 おせち料理「味の華」 等	452,224	6.2	△25.9
そ の 他 事 業	建築施工及び 設備メンテナンス	312,274	4.3	△3.0
全社合計		7,297,284	100.0	△3.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度は主に、新規出店及び既存店改装費用として362,674千円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達状況

当社は、金融機関の借入金の返済資金の一部に充当することを目的として、平成25年3月18日に第1回無担保転換社債型新株予約権付社債300,000千円、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債300,000千円及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債300,000千円を発行いたしました。

(4) 他会社の事業の譲受けの状況

当事業年度中に事業の譲受けはございません。

(5) 対処すべき課題

- ① 主力ブランド（おむらいす亭、長崎ちゃんめん、あんにょん等）の新規出店及びF C加盟店開発、ブランド収益率の向上
- ② 店舗力の向上、人材の育成
- ③ 食品加工品及びおせち商品の販路開拓
- ④ 「安心、安全、健康、本物」志向の追求
- ⑤ コンプライアンス体制の強化
- ⑥ 「地産地消」の拡大、社会貢献活動の推進

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第44期 (平成22年3月期)	第45期 (平成23年3月期)	第46期 (平成24年3月期)	第47期 (平成25年3月期) (当事業年度)
売 上 高	7,804百万円	7,348百万円	7,521百万円	7,297百万円
経 常 利 益	207百万円	219百万円	101百万円	96百万円
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	57百万円	11百万円	△465百万円	28百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	2円45銭	0円50銭	△19円75銭	1円21銭
総 資 産	5,320百万円	5,245百万円	4,652百万円	4,491百万円
純 資 産	2,658百万円	2,670百万円	2,204百万円	2,233百万円
1 株 当 た り 純 資 産 額	112円74銭	113円24銭	93円49銭	94円71銭

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

(7) 重要な親会社の状況

親会社等	属性	親会社等の議決権所有割合(%)	主な事業内容
株式会社クックイノベンチャー	親会社	間接 45.82	会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する事業
株式会社ジー・コミュニケーション	親会社	直接 45.82	グループホールディングス会社、コンサルティング事業

- (注) 1. 当社の親会社である株式会社ジー・コミュニケーションが平成25年2月15日付で第三者割当増資を実施し、議決権割合にして68.2%に相当する同社の株式を株式会社クックイノベンチャーが所有することとなった結果、株式会社クックイノベンチャーが当社の親会社に該当することとなりました。
2. 株式会社神戸物産は、平成25年5月21日付で、同社が議決権の所有割合で18.9%を出資する株式会社クックイノベンチャーについて、平成25年10月期第2四半期より連結子会社として連結の範囲に含めることを開示いたしました。これにより、同日付で株式会社神戸物産は当社の親会社に該当することとなりました。

(取引関係)

当社は、親会社である株式会社ジー・コミュニケーションより445,000千円の資金借入を行っております。

(8) 主要な事業の内容 (平成25年3月31日現在)

主要事業	業種区分	主要な販売品目及び業態名
飲食店	レストラン・ 日常食業態	「長崎ちゃんめん」・「敦煌」 「おむらいす亭」・「あんによん」・「あげてんや」 「カルビ大陸」・「しゃぶしゃぶすき焼き清水」 「うどん穂の川」他
	居酒屋業態	「とりあえず吾平」・「小樽食堂」他
製造品 販売	食品加工品等	「高原牧場ハム」・「おせち料理「味の華」他
教育事業	英会話・学習塾	駅前留学「NOVA」・「ITTO個別指導学院」

(9) 主要な事業所及び工場 (平成25年3月31日現在)

①本社・事業所及び工場

名 称	所 在 地
山 口 本 社	山口県山陽小野田市大字西高泊字西大塚1198番地4
食 品 加 工 工 場	山口県山陽小野田市大字西高泊字烏帽子岩沖676番地9の1
福 岡 支 店	福岡市博多区博多駅前2丁目3番12号 ブラザー博多駅前ビル4F
名 古 屋 オ フ ィ ス	名古屋市中川区荒子2丁目8番地
神 戸 オ フ ィ ス	神戸市中央区多聞通2丁目4番4号 ブックローン神戸ビル西館7A

②外食営業店舗

(単位：店)

業 種 区 分	首都圏	関西圏	岡山県	広島県	山口県	福岡県	その他	合計	うちPC
おむらいす亭	9	4		1	2	9	20	45	16
長崎ちゃんめん		2	8	6	23		1	40	13
とりあえず吾平		11	1				1	13	
敦 煌				1	4			5	
しゃぶしゃぶすき焼き清水		2	1	2	1		1	7	
あんにょん				1		2	6	9	3
カルビ大陸				1	4			5	
うどん穂の川		4		2			1	7	
暖 中							4	4	4
十 鉄				1		1	2	4	2
あげてんや	2	2				2	1	7	2
小樽食堂				1				1	
炭 一 鉄			2					2	2
ちゃんこ江戸沢			1					1	
高 粹 舎		1						1	
仙台下駄や				1				1	
合 計	11	26	13	17	34	14	37	152	42

(10) 従業員の状況 (平成25年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減数
232名	6名増

(注) 上記従業員のほか、定時社員としてパート・アルバイトを多数雇用しており、1日8.0時間換算による年間平均雇用人員は604名であります。

(11) 主要な借入先 (平成25年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項 (平成25年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 36,000,000株
- ② 発行済株式の総数 23,584,000株 (うち自己株式 4,726株)
- ③ 当事業年度末の株主数 7,792名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社ジー・コミュニケーション	10,802,000株	45.81%
取引先持株会	1,021,000株	4.33%
樋口毅	431,000株	1.83%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	300,000株	1.27%
日本生命保険相互会社	260,000株	1.10%
河島伸浩	240,000株	1.02%
岡田甲子男	200,000株	0.85%
アリアケジャパン株式会社	200,000株	0.85%
従業員持株会	116,358株	0.49%
株式会社フジマック	104,000株	0.44%

(注) 持株比率は自己株式(4,726株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当該事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

① 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

平成25年2月15日開催の取締役会決議に基づき発行した当社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の概要は、次の通りであります。

発行日	平成25年3月18日
新株予約権の数	30個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とする。
転換価額	当初87.0円 (転換価額は一定の条件の下、調整される。)
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使期間	平成25年4月1日から平成32年3月18日まで
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする

② 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

平成25年2月15日開催の取締役会決議に基づき発行した当社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の概要は、次の通りであります。

発行日	平成25年 3 月18日
新株予約権の数	30個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とする。
転換価額	当初87.0円 (転換価額は一定の条件の下、調整される。)
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使期間	平成25年 4 月1日から平成32年 3 月18日まで
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式（第三者を通じて保有している当該株式を除く。）に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできないものとする

③ 第3回無担保転換社債型新株予約権付社債

平成25年 2 月15日開催の取締役会決議に基づき発行した当社第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の概要は、次の通りであります。

発行日	平成25年 3 月18日
新株予約権の数	30個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とする。
転換価額	当初87.0円 (転換価額は一定の条件の下、調整される。)
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使期間	平成26年 3 月18日から平成32年 3 月18日まで
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式（第三者を通じて保有している当該株式を除く。）に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできないものとする

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成25年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	阿久津 貴 史		
取 締 役	原 田 一 彦	第一営業本部 部長	
取 締 役	川 上 一 郎		(株)ジー・コミュニケーション 取締役 (株)ジー・テイスト 取締役副社長 (株)さかい 社外取締役
取 締 役	稲 角 好 宣		(株)ジー・コミュニケーション 取締役 (株)ジー・テイスト 社外取締役
常 勤 監 査 役	松 金 義 晴		
監 査 役	山 本 大 介		(株)ジー・コミュニケーション 取締役
監 査 役	佐 藤 加 代 子		(株)ジー・コミュニケーション 監査役 (株)ジー・テイスト 社外監査役 (株)さかい 社外監査役
監 査 役	畑 善 高		畑税理士事務所 所長

- (注) 1. 取締役川上一郎氏及び稲角好宣氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山本大介氏、佐藤加代子氏及び畑善高氏は、社外監査役であります。
3. 株式会社ジー・コミュニケーションは当社の親会社であり、同社からは、当社の業務運営に対する助言及び当社への資金の貸付を行っております。
4. 当社は株式会社ジー・テイストと飲食業態の事業に関する包括的業務提携を締結しております。
5. 当社は株式会社さかいと焼肉屋さかいの営業に関する契約（総合ライセンス契約）を締結しております。
6. 当社は、監査役畑善高氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。なお、当社と監査役畑善高氏及び畑税理士事務所との間に特別な利害関係はございません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	2名	23,078千円
監 査 役	3名	5,226千円
計	5名	28,304千円

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	川 上 一 郎	当事業年度開催の取締役会のほとんどのに出席し、経営の適正性や効率性など経営管理の視点から発言を行っております。
社 外 取 締 役	稲 角 好 宣	取締役就任後開催の取締役会のほとんどのに出席し、経営の適正性や効率性など経営管理の視点から発言を行っております。
社 外 監 査 役	山 本 大 介	当事業年度開催の取締役会のほとんどのに出席し、適時適切な意見を述べています。また監査役会にもほとんど出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社 外 監 査 役	佐 藤 加 代 子	当事業年度開催の取締役会のすべてに出席し、適時適切な意見を述べています。また監査役会にもすべて出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社 外 監 査 役	畑 善 高	当事業年度開催の取締役会のほとんどのに出席し、適時適切な意見を述べています。また監査役会にもほとんど出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

② 社外役員の重要な兼職の状況

地 位	氏 名	兼 職 す る 法 人 等	兼 職 の 内 容
取 締 役	川 上 一 郎	(株)ジー・コミュニケーション (株)ジー・テイスト (株)さかいい	取 締 役 取 締 役 社 外 取 締 役
取 締 役	稲 角 好 宣	(株)ジー・コミュニケーション (株)ジー・テイスト	取 締 役 社 外 取 締 役
監 査 役	山 本 大 介	(株)ジー・コミュニケーション	取 締 役
監 査 役	佐 藤 加 代 子	(株)ジー・コミュニケーション (株)ジー・テイスト (株)さかいい	監 査 役 社 外 監 査 役 社 外 監 査 役

③ 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

④ 社外役員の報酬等の総額

当事業年度中に支払った社外役員に対する報酬等は1名、399千円であり
ます。

⑤ 親会社またはその子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

社外取締役 28,000千円

社外監査役 14,618千円

5. 会計監査人の状況

① 名称 なぎさ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

1. 当事業年度に係る報酬等の額	16,200千円
2. 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,200千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任します。

上記の場合のほか、会計監査人が適正な職務遂行が困難と認められる場合は、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 経営理念をもとに、代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- ② 管理本部がコンプライアンス統括機能を有し、当該部署を所轄する管理本部長がコンプライアンス担当執行役員を兼任し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。コンプライアンス担当執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会（社外者を含む）を経営会議内に設け、コンプライアンス上重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告する。各業務担当取締役は、各業務部門固有のコンプライアンスを分析し、その対策を具体化する。
- ③ コンプライアンス担当執行役員及び取締役並びに監査役がコンプライアンス上の問題を発見した場合はすみやかに管理本部内に共有する体制を構築する。また、従業員が内部監査室へ報告することを可能とする内部通報制度を設ける。報告・通報を受けた内部監査室はその内容を調査し、代表取締役へ報告し、全社的に再発防止策を実施する。
- ④ 職員の法令・定款違反行為については管理本部が処分を決定し、役員の方令・定款違反行為についてはコンプライアンス委員会が取締役に具体的な処分を答申する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者を管理本部長とし、その者が作成する文書取扱規程に従い、職務執行に係る情報を文章または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は文書管理規程により、これらの文章等を常時閲覧できるものとする。文書管理規程については取締役会の承認を得るものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程により、当社のリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、管理本部長を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、管理本部において当社全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。新たに発生したリスクについては、すみやかに担当部署を定める。内部監査部門が各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に経営会議に報告し、経営会議において改善策を審議・決定する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- ① 職務権限・意思決定ルールの策定
- ② 取締役・執行役員を構成員とする経営会議の設置
- ③ 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定と、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施
- ④ 経営会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社においては株式会社クックイノベーション及び株式会社ジー・コミュニケーションを親会社とする当該会社グループとしての経営理念、ビジョンを共有するとともに、グループ内での当社の機能、役割を明確にしたうえで、必要に応じ当社の内部統制に係る諸規程を改定し、あるいは必要な規程を新設し、企業グループ及び当社としての適正な業務の遂行を確保するものとする。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性の確保に関する事項

- ① 監査役から求めがあれば監査役室を設置し、専属の使用人を配置し、監査業務を補助するものとする。
- ② 監査役会は監査役室に属する使用人の人事異動について、事前に管理本部長より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動につき変更を管理本部長に申し入れることができる。また、当該使用人を懲戒に処する場合には管理本部長はあらかじめ監査役会の承認を得るものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は次に定める事項を監査役会に報告することとする。
 - (a) 経営会議で決議された事項
 - (b) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - (c) 毎月の経営状況として重要な事項
 - (d) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - (e) 重大な法令・定款違反
 - (f) 内部通報の状況及び内容
 - (g) その他コンプライアンス上重要な事項
- ② 使用人は前項(b)及び(e)に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。

(8) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が、取締役、執行役員及び重要な使用人からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査部門及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施できる体制を構築する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

- (1) 反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応するとともに取引その他一切の関係を遮断する。
- (2) 反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全に努める。
- (3) 反社会的勢力との接触が生じた際に備え、平素から警察当局や弁護士等の外部専門機関との連携強化を図るとともに、すみやかに外部専門機関に通報、相談できる体制を整える。
- (4) 新規取引などについて社内、社外機関を活用し、反社会的勢力でないことを確認する。

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

単位：千円

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	806,800	流動負債	1,147,020
現金及び預金	138,057	買掛金	210,971
受取手形金	109	関係会社短期借入金	445,000
売掛金	249,088	未払金	346,531
商品及び製品	57,767	未払法人税等	61,886
仕掛品	1,900	未払消費税等	22,323
原材料及び貯蔵品	72,676	未払費用	2,222
前払費用	90,612	預り金	12,036
一年内回収予定建設協力金	29,232	賞与引当金	13,440
繰延税金資産	56,553	資産除去債務	3,669
預け金	93,447	その他	28,938
未収入金	23,859	固定負債	1,111,312
その倒引当金	10,478	新株予約権付社債	882,091
	△16,985	資産除去債務	150,889
固定資産	3,684,632	長期預り金	70,643
(有形固定資産)	2,380,299	その他	7,688
建物	962,219	負債合計	2,258,332
構築物	60,003	【純資産の部】	
機械及び装置	18,690	株主資本	2,233,099
車両運搬具	73	資本金	1,715,000
器具及び備品	125,730	資本剰余金	521,970
土地	1,212,922	資本準備金	521,970
建設仮勘定	660	利益剰余金	△3,132
(無形固定資産)	51,472	その他利益剰余金	△3,132
借地権	20,577	繰越利益剰余金	△3,132
ソフトウェア	8,608	自己株式	△738
電話加入権	22,075	純資産合計	2,233,099
施設利用権	210	負債純資産合計	4,491,432
(投資その他の資産)	1,252,859		
投資有価証券	13,172		
長期貸付金	18,388		
破産更生債権等	3,497		
長期前払費用	15,166		
繰延税金資産	162,745		
建設協力金	195,995		
差入保証金	852,784		
その他	5,364		
貸倒引当金	△14,255		
資産合計	4,491,432		

損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

単位：千円

科 目	金 額	
売 上 高		7,297,284
売 上 原 価		2,866,661
売 上 総 利 益		4,430,622
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,328,227
営 業 利 益		102,395
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,477	
協 賛 金 収 入	19,231	
賃 貸 収 益	71,502	
そ の 他	28,566	122,777
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	25,967	
社 債 利 息	91	
社 債 発 行 費	9,239	
支 払 保 証 料	10,105	
賃 貸 費 用	79,647	
そ の 他	3,861	128,911
経 常 利 益		96,260
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	84,177	84,177
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	56	
固 定 資 産 除 却 損	16,467	
店 舗 閉 鎖 損 失	20,370	
減 損 損 失	117,070	153,965
税 引 前 当 期 純 利 益		26,473
法 人 税 等		
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	53,823	
法 人 税 等 調 整 額	△55,970	△2,147
当 期 純 利 益		28,620

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

単位：千円

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
平成24年4月1日残高	1,715,000	521,970	521,970	△31,752	△31,752
事業年度中の変動額					
当期純利益				28,620	28,620
自己株式の取得					
事業年度中の変動額合計	-	-	-	28,620	28,620
平成25年3月31日残高	1,715,000	521,970	521,970	△3,132	△3,132

	株 主 資 本		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
平成24年4月1日残高	△727	2,204,490	2,204,490
事業年度中の変動額			
当期純利益		28,620	28,620
自己株式の取得	△11	△11	△11
事業年度中の変動額合計	△11	28,609	28,609
平成25年3月31日残高	△738	2,233,099	2,233,099

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの	……………	決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
時価のないもの	……………	移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品・仕掛品・原材料(工場購入分)	……………	総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
(2) 仕掛品(建築施工及び設備メンテナンス事業)	……………	個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
(3) 商品・原材料(店舗購入分)・貯蔵品	……………	最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産	……………	定率法
(リース資産除く)		ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。 また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能価額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
(2) 少額減価償却資産	……………	取得価額が100千円以上200千円未満の資産については、3年間均等償却によっております。
(3) 無形固定資産	……………	定額法
(リース資産除く)		なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
(4) リース資産	……………	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
(5) 長期前払費用	……………	定額法

4. 繰延資産の処理方法
社債発行費 …………… 支出時に全額費用として処理しております。
5. 引当金の計上基準
貸倒引当金 …………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金 …………… 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
店舗閉鎖損失引当金 …………… 店舗の閉鎖及びその転用に伴ない発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる中途解約による違約金等の閉店関連損失見込額を計上しております。なお、当事業年度においては店舗の閉鎖により見込まれる損失がないため計上しておりません。
6. 収益及び費用の計上基準
建築施工及び設備メンテナンス事業におきましては、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
7. 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。
- （会計方針の変更に関する注記）
減価償却方法の変更
法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。
これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ7,902千円増加しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	3,847,506千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	100千円
関係会社に対する短期金銭債務	459,739

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	1,594千円
仕入高	55
販売費及び一般管理費	24,671
営業取引以外の取引高	455,142

2. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用 途	種 類	場 所
営業店舗・校舎	建物、構築物、土地	山口県萩市他、 合計20箇所
遊休資産	土地	山口県宇部市1箇所

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位として、また賃貸資産及び遊休資産については物件単位で資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、また継続してマイナスとなる見込みである店舗等、店舗等及び遊休資産のうち地価が下落している物件について、減損処理の要否を検討し、減損対象となった資産は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失117,070千円として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物66,892千円、構築物1,764千円、土地48,412千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、主に使用価値により測定し割引率は1.9%を用いておりますが、遊休資産の回収可能価額は、固定資産税評価額等を基準に算定した正味売却価額によっております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数	
普通株式 ……………	23,584,000株
2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式 ……………	4,726株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
貸倒引当金	9,664千円
未払事業税	3,079
繰越欠損金	166,535
減損損失	219,350
投資有価証券評価損	7,093
賞与引当金	5,080
前受収益	9,466
資産除去債務	54,801
その他	4,677
小計	479,749
評価性引当額	△239,310
繰延税金資産計	240,438
繰延税金負債	
資産除去費用	△21,138
繰延税金負債計	△21,138
繰延税金資産の純額	219,299

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方法

当社は、外食店舗、教育校舎の運営を中心に事業を行っており、それらの設備投資計画に照らして、必要な資金（主に借入や社債発行）を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金を借入により調達しております。なお、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

また、フランチャイジー等に対し長期貸付を行っていますが、貸付先の信用リスクにさらされております。

敷金及び差入保証金は、主に営業店舗用の土地・建物の賃借に伴うものであり、賃貸人の信用リスクにさらされております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど3カ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

債権管理規定に従い、営業債権及び長期貸付金について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品等の時価に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注)2.参照)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	138,057千円	138,057千円	－千円
(2) 売掛金	249,088	249,088	－
(3) 短期貸付金及び長期貸付金（一年以内回収予定分を含む）	20,779		
貸倒引当金(※)	△11,371		
計	9,408	10,784	1,375
(4) 建設協力金（一年以内回収予定分を含む）	225,227	231,856	6,629
(5) 差入保証金	95,384	94,863	△520
資産計	717,167	724,651	7,484
(1) 買掛金	210,971	210,971	－
(2) 関係会社短期借入金	445,000	445,000	－
(3) 未払金	346,531	346,531	－
(4) 新株予約権付社債	882,091	882,091	－
負債計	1,884,594	1,884,594	－

(※) 貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金

現金及び預金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

売掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 短期貸付金及び長期貸付金

貸付金の時価は、回収可能性を反映した元利息の受取見込額を回収見込期間に対応する国債利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 建設協力金

建設協力金の時価は、回収可能性を反映した回収見込額を回収見込期間に対応する国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 差入保証金

差入保証金の時価は、回収可能性を反映した回収見込額を回収見込期間に対応する国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 関係会社短期借入金及び(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 新株予約権付社債

元利金の合計額を、同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	13,172千円
差 入 保 証 金	757,400

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には記載しておりません。

また、差入保証金の一部については、返還時期を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)差入保証金」に含めておりません。

(持分法損益等に関する注記)

該当事項はありません。

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

店舗・校舎及び店舗・校舎用敷地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該建物の耐用年数と見積もり、割引率は0.050%から2.294%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	132,769千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	47,702
時の経過による調整額	1,320
資産除去債務の履行による減少額	△27,233
期末残高	154,558

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱ジー・コミュニ ケーション	(被所有) 直接 45.82%	グループホール ディングス会社 コンサルティン グ事業	資金の借入 ※1	445,000	関係会社 短期借入金	445,000
				利息の支払い	36	未払費用	36

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注) 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
なお、担保の差入はありません。

(2) 親会社に関する注記

親会社情報

㈱クックイノベーション (非上場)

㈱ジー・コミュニケーション (非上場)

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 …………… 94円71銭
1株当たり当期純利益 …………… 1円21銭

(重要な後発事象に関する注記)

1. 平成25年5月15日開催の当社取締役会において、株式会社ジー・テイスト（以下「ジー・テイスト」）、株式会社さかい（以下「さかい」）及び当社は、それぞれの飲食店舗運営事業を平成25年8月1日を効力発生日として、株式会社クック・オペレーション（新設会社、以下「クック・オペレーション」）に共同新設分割により承継させることを決議いたしました。

(1) 共同新設分割の目的

統合3社が営んできた飲食事業のうち、直営の飲食店舗運営事業については、消費者の志向・ライフスタイルの変化やトレンド、競合店の状況等を的確に掴み、環境変化に柔軟に対応するため、本件分割により設立する事業運営子会社に対して権限委譲を行い、機動的かつ柔軟な意思決定と業務遂行を目指すこととしました。

(2) 共同新設分割の方法等

統合3社を分割会社とし、3社が共同で設立するクック・オペレーションを新設会社とする共同新設分割です。

(3) 新設分割設立会社となる会社の概要

商号	株式会社クック・オペレーション
本店の所在地	名古屋市北区
代表者の氏名	取締役 阿久津 貴史 取締役 稲吉 史泰
資本金の額	50百万円
事業の内容	飲食店運営

(4) 実施する会計処理の概要

本件分割は、企業結合に関する会計基準上、統合3社がいずれも株式会社ジー・コミュニケーションを親会社とすることから、共通支配下の取引に該当します。

2. 平成25年5月15日開催の当社取締役会において、ジー・テイスト、さかい及び当社は、同年8月1日を効力発生日として、ジー・テイストを存続会社とする吸収合併を実施することを決議いたしました。当該合併の概要は以下のとおりです。

(1) 合併の目的

ジー・テイスト、さかい及び当社の経営統合により、全国的な仕入れ・物流を含む取引関係等の一体化を進め、また統合的な経営・管理体制を構築し、経営資源の集中と効率化による競争力の強化・売上の拡大と収益率の向上を図ることとしました。

(2) 合併の方法等

ジー・テイストを存続会社、さかい及び当社を消滅会社とする吸収合併です。

(3) 合併に係る割当ての内容の算定根拠

合併比率に関しては、公平性・妥当性を確保するため、統合3社がそれぞれ別個に独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼することとし、ジー・テイストはアルバース証券株式会社、さかいは松山公認会計士事務所、当社はフロンティア・マネジメント株式会社を、算定に関するそれぞれの第三者機関として選定しました。算定につきましては、3社の普通株それぞれについて市場株価が存在していることから、市場株価平均法を採用するとともに、DCF法による算定を行っております。

(4) 吸収合併存続会社となる会社の概要

商号	株式会社ジー・テイスト
本店の所在地	仙台市宮城野区
代表者の氏名	代表取締役社長 杉本 英雄 (平成25年8月1日に就任予定) 代表取締役副社長 稲吉 史泰 (現代表取締役社長)
資本金の額	1,785百万円(平成25年3月末現在)
事業の内容	外食店舗の直営及びF C事業、教育事業 (平成25年3月末現在)

(5) 実施する会計処理の概要

本件合併は、企業結合に関する会計基準上、統合3社がいずれも株式会社ジー・コミュニケーションを親会社とすることから、共通支配下の取引に該当しますので、のれんは発生しない見込みです。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月24日

株式会社 ジー・ネットワークス

取締役会 御中

なぎさ監査法人

代 表 社 員 公認会計士 西 井 博 生[Ⓔ]
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公認会計士 大 平 豊[Ⓔ]
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジー・ネットワークスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者

によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は、平成25年5月15日開催の取締役会において、株式会社ジー・テイスト及び株式会社さかいとの間で、それぞれの飲食店舗運営事業を、同年8月1日を効力発生日として、株式会社クック・オペレーションに共同新設分割により承継させることを決議している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は、平成25年5月15日開催の取締役会において、株式会社ジー・テイスト及び株式会社さかいとの間で、同年8月1日を効力発生日として、株式会社ジー・テイストを存続会社とする吸収合併を実施することを決議している。
上記事項は、いずれも当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、協議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」

（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- (一) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (二) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (三) 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人なぎさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月27日

株式会社 ジー・ネットワークス 監査役会

常勤監査役 松 金 義 晴 ㊟

監 査 役 山 本 大 介 ㊟

監 査 役 佐 藤 加 代 子 ㊟

監 査 役 畑 善 高 ㊟

(注) 監査役山本大介、佐藤加代子及び畑善高は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

事 業 報 告

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度のわが国経済は、東日本大震災からの復興需要を背景とした緩やかな回復傾向が、欧米市場の低迷や新興国経済の減速等によって低調に推移していたものの、平成24年12月の政権交代以降は急激に円安が進行し株価が上昇する等、先行きは依然不透明な状況が続いております。外食業界におきましては、消費税増税への懸念等による節約志向や消費者の外食を控える傾向の中、所得環境の先行き不安からデフレ状況は継続しており、また業界内競争により、取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況が続いております。

このような状況下、当社といたしましては、お客様の満足度向上のため、「また行きたい・飽きない」「楽しい」を創出し、またご来店頂ける店舗づくりを目的として定期的なフェアメニューを実施してまいりました。さらには、長年で培った食肉に対する知識と経験を活かし、食肉加工場の視察、製造工程の十分な確認、品質の確認を行った上で「安心・安全」を徹底したユッケの販売を実施する等、既存焼肉業態を魅力ある業態へ強化する取り組みを行いました。また、当事業年度においては主業態である焼肉業態の他に、多様化するお客様のニーズに応える業態としてイタリアン・オーダービュッフェ「ビュッフェオリーブ」の直営展開として2店舗を業態転換いたしました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高5,483百万円（前期比5.3%減）、営業利益121百万円（前期は営業損失97百万円）、経常利益185百万円（前期は経常損失31百万円）、当期純利益73百万円（前期は当期純損失292百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は、108百万円であります。
その主なものは次のとおりであります。

- ① 当事業年度中に完成した主要設備
 ビュッフェオリーブ岩塚店 業態転換に伴う改装工事他
- ② 当事業年度中において継続中の主要設備の新設・拡充・改修
 該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、金融機関の借入金の返済資金の一部に充当することを目的として、平成25年3月18日に第2回無担保転換社債型新株予約権付社債300百万円、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債300百万円及び第4回無担保転換社債型新株予約権付社債300百万円を発行いたしました。

(4) 事業譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社の事業運営におきましては、食の安全性に対する消費者意識の高まりや、顧客嗜好の多様化が進む中、業界内企業間の競争激化等が予想され、引き続き厳しい経営環境となることが予測されます。

このような状況の中で、当社といたしましては、顧客満足度、集客力の向上を目的としたブランド力の強化を軸に、多様化するお客様のご要望に応えられる新たなブランドの確立を目指してまいります。この目標のために、以下の課題に取り組んでまいります。

① 店舗力の向上・人材の育成

当社の成長のためには人材の確保と人材の育成が重要な課題となります。人材の確保については、将来の幹部候補となる新卒採用を積極的に行うとともに、即戦力となる中途採用を行ってまいります。また人材育成については、お客様満足度の向上を図る技能研修、接客研修や幹部候補育成のマネジメントの強化を目的とした教育を計画的に実施する教育制度の整備、実行に注力してまいります。

② 安心・安全なより良い商品の提供

商品の安全性の確保は、外食企業にとって最重要事項であると認識しております。店舗においては、料理や食材の取り扱いのマニュアルの適宜見直しを行うとともに、従業員教育を徹底し、店舗オペレーションの強化に努めております。また、仕入れに関しては、取引業者が契約している海外の食肉加工場の視察、品質及び出荷体制の確認、検査を随時行っております。今後とも安心・安全な商品の安定供給を行うため、さらなる管理徹底を継続してまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 30 期 (平成22年 3 月期)	第 31 期 (平成23年 3 月期)	第 32 期 (平成24年 3 月期)	第 33 期 (当事業年度) (平成25年 3 月期)
売 上 高 (千円)	7,483,929	7,020,620	5,787,373	5,483,071
経 常 損 益 (千円)	121,324	118,901	△31,884	185,850
当 期 純 損 益 (千円)	△162,336	△263,063	△292,979	73,053
1株当たり当期純損益 (円)	△7.29	△11.48	△12.51	3.12
総 資 産 (千円)	5,009,672	4,770,995	4,384,455	4,282,859
純 資 産 (千円)	1,977,272	1,814,203	1,521,223	1,594,276
1株当たり純資産額 (円)	87.95	77.45	64.94	68.06

- (注) 1. 第30期は、低価格焼肉業態「大阪カルビ」8店舗の業態転換を行ってまいりました。しかしながら、商物流取引の移管ならびに個人消費の低迷による店舗売上の悪化により、前事業年度に続き減収減益という結果になりました。
2. 第31期は、前事業年度に続き「大阪カルビ」を積極的に展開（新店2店舗、業態転換11店舗）致しました。しかしながら、個人所得の低迷や厳しい雇用情勢による消費マインドの冷え込みにより、前事業年度より減収減益という結果となりました。
3. 第32期は、ユッケ食中毒の発生や、セシウム汚染稲わら給餌牛等を要因とした風評被害の影響により、前事業年度より減収減益という結果となりました。
4. 当事業年度については、既述の「(1)事業の経過及びその成果」をご参照ください。

(7) 重要な親会社の状況

親会社等	属性	親会社等の議決権 所有割合 (%)	主な事業内容
株式会社クックイノベンチャー	親会社	間接 48.8	会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する事業
株式会社 ジー・コミュニケーション	親会社	直接 48.8	グループホールディングス会社 コンサルティング事業

- (注) 1. 当社の親会社である株式会社ジー・コミュニケーションが平成25年2月15日付で第三者割当増資を実施し、議決権割合にして68.2%に相当する同社の株式を株式会社クックイノベンチャーが所有することとなった結果、株式会社クックイノベンチャーが当社の親会社に該当することとなりました。
2. 株式会社神戸物産は、平成25年5月21日付で、同社が議決権の所有割合で18.9%を出資する株式会社クックイノベンチャーについて、平成25年10月期第2四半期より連結子会社として連結の範囲に含めることを開示いたしました。これにより、同日付で株式会社神戸物産は当社の親会社に該当することとなりました。

(取引関係)

当社は、親会社である株式会社ジー・コミュニケーションより8億4千万円の資金借入を行っております。

(8) 主要な事業内容

- ① 飲食店の経営
- ② 飲食店の経営コンサルティング業務
- ③ 飲食店のフランチャイズチェーン店の加盟募集
- ④ 飲食店のフランチャイズチェーン店に対する技術援助及び経営指導

(9) 主要な事業所

本 社 愛知県名古屋市北区黒川本通2丁目46番地
 店 舗 直営店 64店舗、フランチャイズ店 57店舗

	直 営 店	フ ラ ン チ ャ イ ズ 店	計
北 海 道	—	1	1
北海道・東北地区計	—	1	1
茨 城 県	—	2	2
埼 玉 県	2	1	3
千 葉 県	2	—	2
東 京 都	6	—	6
神 奈 川 県	8	4	12
関 東 地 区 計	18	7	25
長 野 県	3	3	6
新 潟 県	—	5	5
富 山 県	—	1	1
石 川 県	—	2	2
福 井 県	—	2	2
北陸甲信越地区計	3	13	16
静 岡 県	14	5	19
愛 知 県	11	1	12
岐 阜 県	4	3	7
三 重 県	4	2	6
東 海 地 区 計	33	11	44

	直 営 店	フ ラ ン チ ャ イ ズ 店	計
滋 賀 県	—	1	1
京 都 府	3	—	3
大 阪 府	6	—	6
兵 庫 県	1	—	1
和 歌 山 県	—	4	4
近 畿 地 区 計	10	5	15
鳥 取 県	—	2	2
島 根 県	—	5	5
広 島 県	—	4	4
山 口 県	—	4	4
中 国 地 区 計	—	15	15
高 知 県	—	2	2
四 国 地 区 計	—	2	2
長 崎 県	—	2	2
九 州 地 区 計	—	2	2
海 外	—	1	1
合 計	64	57	121

(10) 従業員の状況

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
133名	15名減	33歳 0ヶ月	8年 2ヶ月

(注) 上記のほか、アルバイト及びパートタイマー453名（1日8時間換算による年間平均）を雇用しております。

(11) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、直営の飲食店舗運営事業について、消費者の志向・ライフスタイルの変化やトレンド、競合店の状況等を的確に掴み、環境変化に柔軟に対応するため、機動的かつ柔軟な意思決定と業務執行を目指すことを目的として、平成25年8月1日を効力発生日として、株式会社ジー・テイスト及び株式会社ジー・ネットワークスと共同して新設分割を行い、新たに設立する株式会社クック・オペレーションにそれぞれの飲食店舗運営事業を承継させることといたしました。

また、全国的な仕入れ・物流を含む取引関係等の一体化を進め、また総合的な経営・管理体制を構築し、経営資源の集中と効率化による競争力の強化・売上の拡大と収益率の向上を図ることを目的として、平成25年8月1日を効力発生日として、株式会社ジー・テイストを存続会社、株式会社ジー・ネットワークス及び当社を消滅会社とした吸収合併を行うことといたしました。

吸収合併ならびに新設分割の詳細につきましては、本定時株主総会の参考書類第1号議案「株式会社ジー・テイストを存続会社、当社及び株式会社ジー・ネットワークスを消滅会社とする吸収合併契約承認の件」(37頁から46頁)の内容をご参照ください。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 普通株式 45,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 普通株式 23,605,396株 (自己株式181,366株を含む) |
| (3) 期末株主数 | 12,971名 |
| (4) 1単元の株式数 | 100株 |

(5) 大株主

株 主 名	持株数	持株比率
株式会社ジー・コミュニケーション	11,423,396株	48.77%
樋口 毅	581,000株	2.48%
アリアケジャパン株式会社	435,000株	1.86%
株式会社 J・ART 産業	401,000株	1.71%
株式会社大光	308,000株	1.31%
河島 伸浩	219,000株	0.93%
川端 隆	209,900株	0.90%
中川 武	107,400株	0.46%
株式会社ファームランド	100,000株	0.43%
株式会社トーア食産	100,000株	0.43%

(注) 持株比率については、自己株式(181,366株)を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当該事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

① 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

平成25年2月15日開催の取締役会決議に基づき発行した当社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の概要は、次の通りであります。

発行日	平成25年3月18日
新株予約権の数	30個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とする。
転換価額	当初81.7円 (転換価額は一定の条件の下、調整される。)
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使期間	平成25年4月1日から平成32年3月18日まで
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとします。

② 第3回無担保転換社債型新株予約権付社債

平成25年2月15日開催の取締役会決議に基づき発行した当社第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の概要は、次の通りであります。

発行日	平成25年3月18日
新株予約権の数	30個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とする。
転換価額	当初81.7円 (転換価額は一定の条件の下、調整される。)
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使期間	平成25年4月1日から平成32年3月18日まで
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとします。 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式（第三者を通じて保有している当該株式を除く。）に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできないものとします。

③ 第4回無担保転換社債型新株予約権付社債

平成25年2月15日開催の取締役会決議に基づき発行した当社第4回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の概要は、次の通りであります。

発行日	平成25年3月18日
新株予約権の数	30個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とする。
転換価額	当初81.7円 (転換価額は一定の条件の下、調整される。)
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使期間	平成26年3月18日から平成32年3月18日まで
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとします。本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式（第三者を通じて保有している当該株式を除く。）に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできないものとします。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	杉 本 英 雄	株式会社ジー・コミュニケーション代表取締役 株式会社ジー・テイスト取締役
取締役副社長	緒 方 智	ビー・サプライ株式会社取締役
取 締 役	山 下 淳	管理本部長
取 締 役	川 上 一 郎	株式会社ジー・コミュニケーション取締役 株式会社ジー・テイスト取締役副社長 株式会社ジー・ネットワークス取締役 株式会社ギンガシステムソリューション取締役
監査役（常勤）	間 宮 友 久	
監 査 役	佐 藤 加代子	株式会社ジー・コミュニケーション監査役 株式会社ジー・テイスト監査役 株式会社ジー・ネットワークス監査役
監 査 役	梶 浦 章 史	
監 査 役	黒 川 孝 雄	

- (注) 1. 取締役川上一郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役佐藤加代子氏、梶浦章史氏及び黒川孝雄氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役佐藤加代子氏は、株式会社ジー・コミュニケーション、株式会社ジー・テイスト及び株式会社ジー・ネットワークスの監査役を兼務しており、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役梶浦章史氏は、株式会社ジー・コミュニケーションの経理部長として、決算手続ならびに計算書類等の作成に従事し、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、監査役黒川孝雄氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 浜野幸也氏は、平成24年6月29日開催の第32期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
7. 平成25年4月1日付で次のとおり取締役の地位・担当等の異動がありました。

氏 名	新	旧
山 下 淳	代 表 取 締 役 社 長	取 締 役 管 理 本 部 長
杉 本 英 雄	取 締 役	代 表 取 締 役 社 長
緒 方 智	取 締 役	取 締 役 副 社 長

8. 平成25年4月1日付で次のとおり取締役の重要な兼職の異動がありました。

氏 名	変更後	変更前
緒 方 智	ビー・サプライ株式会社 取 締 役 社 長	ビー・サプライ株式会社 取 締 役

- (2) 事業年度中に辞任した取締役及び監査役
該当事項はありません。

(3) 役員報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額	摘 要
取 締 役	3 名	29,245 千円	
監 査 役 (うち社外監査役)	2 (1)	9,565 (3,600)	
計	5	38,810	

- (注) 1. 株主総会の決議（平成6年6月20日改定）による取締役報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く）は年額1,000,000千円であり、株主総会の決議（平成6年6月20日改定）による監査役報酬限度額は年額200,000千円であります。
2. 報酬等の額には役員賞与1,400千円（取締役1,000千円、監査役400千円）を含めております。
3. 当事業年度末現在の人員数は取締役4名、監査役4名であります。なお、無報酬の取締役1名、監査役2名がそれぞれ存在しております。
4. 社外取締役が、親会社又は当該親会社の子会社から受けた役員報酬等の総額は、17,853千円であります。
5. 社外監査役が、親会社又は当該親会社の子会社から受けた役員報酬等の総額は、4,538千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況

取締役川上一郎氏は、株式会社ジー・テイストの取締役副社長ならびに株式会社ジー・コミュニケーション、株式会社ジー・ネットワークス及び株式会社ギンガシステムソリューションの取締役を兼務しております。

監査役佐藤加代子氏は、株式会社ジー・コミュニケーション、株式会社ジー・テイスト及び株式会社ジー・ネットワークスの監査役を兼務しております。

なお、株式会社ジー・コミュニケーションは当社の親会社であり、当社との間には資金借入等の取引関係があります。株式会社ジー・テイスト及び株式会社ジー・ネットワークスは当社の兄弟会社であり、当社との間には商品・サービスの取引関係があります。株式会社ギンガシステムソリューションは当社の兄弟会社であり、当社との間にはサービスの取引関係があります。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	川 上 一 郎	当事業年度に開催された取締役会のほぼ全回に出席し、専門の見地から適切な発言を行っております。
監 査 役	佐 藤 加代子	当事業年度に開催された監査役会及び取締役会に全回出席し、主に財務及び会計の観点から適切な発言を行っております。
監 査 役	梶 浦 章 史	当事業年度に開催された監査役会及び取締役会に全回出席し、主に財務及び会計の観点から適切な発言を行っております。
監 査 役	黒 川 孝 雄	当事業年度に開催された監査役会及び取締役会に全回出席し、主にフランチャイズ事業に関する専門の見地から適切な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に定める社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を定款に設けておりますが、現在は該事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

なぎさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 15,000千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 15,000千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

該事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針であります。また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針であります。

- (5) 会計監査人の現在の業務の停止処分に係る事項
該当事項はありません。
- (6) 会計監査人の過去2年間の業務の停止処分に係る事項
該当事項はありません。
- (7) 当事業年度中の会計監査人の辞任又は解任
該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会規則に基づき適正かつ有効な取締役会の運営に努めるとともに、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告するなど、役員相互間のチェック機能の充実を図るとともに、必要に応じ諸規程の導入を検討するなど、取締役のガバナンス体制の強化に向け継続的な取組みを行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき文書または電磁的媒体に記録し、その保存媒体に応じて適切且つ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. リスク管理体制の基礎として、飲食店経営、フランチャイズ本部の運営など事業の推進に係る事業リスク、環境問題や災害に係る事故災害リスク、契約業務・情報管理などに係る法務リスクなど、当社を取り巻くリスクの把握に努めるとともに、リスク管理に関する規程の策定を行う。別途に必要なに応じ個々のリスクについての管理責任者を決定し、管理及び運用する体制を構築する。
2. リスク管理に関する規程は必要に応じ改定し、新しいリスクの発生に備える。
3. 通常のリスク管理体制の想定を超える不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて社内、企業グループ内の情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザー・チームを組織し、迅速な対応と損害の拡大を防止する体制を整える。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 2. 取締役会の議論の効率化、有効化のため、業務執行上の重要事項については事前に取締役、監査役に執行役員を加えて議論を行い、その審議を経て執行の決定を行うものとする。
 3. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織管理規程、職務分掌規程等の組織構造に関する諸規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1. コンプライアンス体制の基礎として、企業行動規範を定め、コンプライアンスを始め当社の従業員として遵守すべき規範に関する従業員の教育に努める。
 2. 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとする。必要に応じて各担当部署にて規則、ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。
 3. 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を置き、コンプライアンス委員会と連携・協力し、全社的なコンプライアンス体制の維持、発展を図る。
 4. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、直ちに内部監査室及び監査役に報告するものとする。
 5. 法令違反等の事実またはそのおそれを早期に認識するため、通報窓口を設置し、通報があった場合には、コンプライアンス委員会が中心となり調査を行い、必要な措置を講じるものとする。
 6. 監査役は当社の法令遵守体制及び社内通報システムの運用に問題があると認める時は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

⑥ 株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社においては株式会社クックイノベーション及び株式会社ジー・コミュニケーションを親会社とする当該会社グループとしての経営理念、ビジョンを共有するとともに、グループ内での当社の機能、役割を明確化したうえで、必要に応じ当社の内部統制に係る諸規程を改定、あるいは必要な規程を新設し、企業グループ及び当社としての適正な業務の遂行を確保するものとする。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する体制

1. 原則として、監査役がその職務を補助すべき使用人は設置しない。監査役から要請があった場合など、必要に応じて取締役と監査役が意見交換を行い、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くことができる。
2. 監査役スタッフとなる使用人が選任された場合、その使用人は監査役の指示に従うものとし、人事考課においても監査役を上長とみなし、その意見を重視する。

⑧ 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項及び時期についての規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役及び使用人は当社の業務または業務に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
2. 上記の他、社内通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

⑨ 財務報告の適正性を確保するための体制

適正な財務報告を実現させるため、構築すべき内部統制基本方針を策定し、その基本方針に基づき、財務報告の適正性を確保する体制を構築する。また社内外の様々な要因から、基本方針及び基本方針に基づく体制に変更の必要性があると認められる場合は、取締役会にその改善について、協議及び改善策を求めることとする。

⑩ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は業績に合わせた安定的な利益還元を重要な課題と考えており、事業展開の伸長に備えるため内部留保の充実を考え合わせた上で、配当を決定してまいりました。この基本方針に変更はございません。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	531,618	流動負債	1,444,329
現金及び預金	263,592	買掛金	184,363
売掛金	104,667	関係会社短期借入金	840,000
商売品	18,738	リース債務	12,282
原材料及び貯蔵品	18,095	未払金	74,690
前払費用	71,824	未払費用	135,969
短期貸付金	3,652	未払法人税等	43,058
その他の金	69,774	未払消費税等	24,174
貸倒引当金	△18,726	繰延税金負債	350
		前受収益	100,663
		賞与引当金	15,000
		その他の	13,776
固定資産	3,751,241	固定負債	1,244,253
有形固定資産	2,107,117	新株予約権付社債	882,211
建物	740,983	リース債務	14,662
構築物	85,741	繰延税金負債	9,640
器具及び備品	45,369	資産除去債務	87,825
土地	1,198,775	預り保証金	159,903
リース資産	36,246	長期前受収益	90,011
無形固定資産	57,983	負債合計	2,688,583
借地権	48,866	(純資産の部)	
ソフトウェア	2,331	株主資本	1,594,276
電話加入権	6,125	資本金	1,795,217
施設利用権	659	資本剰余金	155,412
投資その他の資産	1,586,140	資本準備金	155,412
長期貸付金	99,994	利益剰余金	△189,724
破産更生債権等	107,556	その他利益剰余金	△189,724
長期前払費用	17,337	繰越利益剰余金	△189,724
差入保証金	693,498	自己株式	△166,629
投資不動産	860,827	純資産合計	1,594,276
貸倒引当金	△193,074	負債純資産合計	4,282,859
資産合計	4,282,859		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		5,483,071
売 上 原 価		1,644,499
売 上 総 利 益		3,838,571
販売費及び一般管理費		3,717,173
営 業 利 益		121,398
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,272	
不 動 産 賃 貸 料	103,474	
協 賛 金 収 入	87,020	
そ の 他	58,263	252,030
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	46,669	
社 債 利 息	6,731	
社 債 発 行 費	8,750	
不 動 産 賃 貸 原 価	99,041	
そ の 他	26,385	187,577
経 常 利 益		185,850
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,063	4,063
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	3,685	
減 損 損 失	81,236	84,922
税 引 前 当 期 純 利 益		104,992
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	32,493	
法 人 税 等 調 整 額	△553	31,939
当 期 純 利 益		73,053

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

項目	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
平成24年4月1日残高(千円)	1,795,217	155,412	△262,777	△166,629	1,521,223
事業年度中の変動額					
当期純利益			73,053		73,053
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計(千円)	—	—	73,053	—	73,053
平成25年3月31日残高(千円)	1,795,217	155,412	△189,724	△166,629	1,594,276

項目	純資産合計
平成24年4月1日残高(千円)	1,521,223
事業年度中の変動額	
当期純利益	73,053
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	
事業年度中の変動額合計(千円)	73,053
平成25年3月31日残高(千円)	1,594,276

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品・原材料・貯蔵品：最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く） 定額法

建物（建物附属設備を除く）以外 定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～31年

構 築 物 10年～20年

器具及び備品 5年～10年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当該事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,490千円増加しております。

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3)リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(4)長期前払費用 定額法 償却期間 2年～5年

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	2,782,601千円
投資不動産の減価償却累計額	501,068千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	3,318千円
長期金銭債権	24,701千円
短期金銭債務	861,397千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

営業取引（支出分）	23,616千円
営業取引以外の取引による取引高	879,121千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	当事業年度末株式数
普通株式	23,605,396株

2. 自己株式の種類及び数

自己株式の種類	当事業年度末株式数
普通株式	181,366株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。一時的な余裕資金については短期的な預金で運用し、資金調達については主に借入や社債発行によっており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。差入保証金は、主に営業店舗用の土地・建物の賃借に伴う保証金であり、賃貸人の信用リスクにさらされております。また、フランチャイジー等に対し、長期貸付を行っており、貸付先の信用リスクにさらされております。営業債務である買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達によるもので、償還日は決算日後、最長で7年後であり、返済又は償還期日にその履行が行えなくなる流動性リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は債権管理規程によって、営業債権及び長期貸付金について、取引相手ごとの支払期日や債権残高を管理しております。また、営業部門及び総務部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、経理部門との情報共有を行いながら債務者の状況が悪化すること等による貸倒リスクの軽減に努めております。

②資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（注）2. 参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	263,592	263,592	—
(2)売掛金	104,667		
貸倒引当金 ※1	△16,363		
	88,304	88,092	△212
(3)短期貸付金及び長期貸付金	103,647		
貸倒引当金 ※1	△91,381		
	12,266	5,916	△6,349
(4)差入保証金	172,255	176,122	3,866
資産計	536,418	533,723	△2,695
(1)買掛金	(184,363)	(184,363)	—
(2)関係会社短期借入金	(840,000)	(840,000)	—
(3)新株予約権付社債	(882,211)	(882,211)	—
負債計	(1,906,574)	(1,906,574)	—

※1 売掛金及び貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

※2 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)売掛金

一般債権については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

貸倒懸念債権については、回収可能性を反映した元利金の受取見込額を回収見込期間に対応する国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

(3)短期貸付金及び長期貸付金

回収可能性を反映した元利金の受取見込額を回収見込期間に対応する国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

(4)差入保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、及び(2) 関係会社短期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 新株予約権付社債

当社の発行する新株予約権付社債は、無利息であり、また、当社の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
差入保証金	521,242

差入保証金の一部については、保証金の返還時期を合理的に見積もることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、愛知県その他の地域において、賃貸用の店舗等(土地を含む。)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
897,101	879,924

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

なお、貸借対照表計上額には、資産除去債務に対応する除去費用3,333千円が含まれております。

(注) 2. 当期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)等に基づく金額であります。

(持分法損益等に関する注記)

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動資産

繰延税金資産	
貸倒引当金	6,020千円
賞与引当金	5,682千円
未払事業税	2,752千円
未払費用	754千円
前受収益	34,722千円
未払金	2,910千円
その他	1,167千円
繰延税金資産小計	54,010千円
評価性引当額	△54,010千円
繰延税金資産合計	一千円

繰延税金負債	
前払費用	△350千円
繰延税金負債合計	△350千円

繰延税金負債の純額 　　　　　　　　　△350千円

(2) 固定資産

繰延税金資産	
減価償却資産	340,554千円
貸倒引当金	58,191千円
土地	55,688千円
借地権	9,903千円
差入保証金	1,456千円
前受収益	31,962千円
資産除去債務	31,186千円
一括償却資産	1,124千円
繰越欠損金	957,906千円
その他	383千円
繰延税金資産小計	1,488,356千円
評価性引当額	△1,488,356千円
繰延税金資産合計	一千円

繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△9,640千円
繰延税金負債合計	△9,640千円

繰延税金負債の純額 　　　　　　　　　△9,640千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	㈱ジー・コミュニケーション	名古屋 市北区	5,254,010	グループホールディングス会社 コンサルティング事業	(被所有) 直接 48.8	業務委託契約	資金の借入 ※1 利息の支払	840,000 69	関係会社 短期借入金 未払費用	840,000 69

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

なお、担保の差入はありません。

2. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	ビー・サブライ(㈱)	東京都 豊島区	50,000	外食産業全般の 運営・管理受託 業務	なし	食材の仕入等	食材の仕入 ※1	1,397,716	買掛金	161,886

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	68円06銭
1株当たり当期純利益	3円12銭

(重要な後発事象に関する注記)

- 平成25年5月15日開催の当社取締役会において、株式会社ジー・テイスト（以下「ジー・テイスト」）、株式会社ジー・ネットワークス（以下「ジー・ネットワークス」）及び当社は、それぞれの飲食店舗運営事業を平成25年8月1日を効力発生日として、株式会社クック・オペレーション（新設会社、以下「クック・オペレーション」）に共同新設分割により承継させることを決議しました。

(1) 共同新設分割の目的

統合3社が営んできた飲食事業のうち、直営の飲食店舗運営事業については、消費者の志向・ライフスタイルの変化やトレンド、競合店の状況等を的確に掴み、環境変化に柔軟に対応するため、本件分割により設立する事業運営子会社に対して権限委譲を行い、機動的かつ柔軟な意思決定と業務執行を目指すこととしました。

(2) 共同新設分割の方法等

統合3社を分割会社とし、3社が共同で設立するクック・オペレーションを新設会社とする共同新設分割です。

(3) 新設分割設立会社となる会社の概要

商号	株式会社クック・オペレーション
本店の所在地	名古屋市北区
代表者の氏名	取締役 阿久津 貴史 取締役 稲吉 史泰
資本金の額	50百万円
事業の内容	飲食店運営

(4) 実施する会計処理の概要

本件分割は、統合3社がいずれも株式会社ジー・コミュニケーションを親会社とすることから、共通支配下の取引等に該当する見込みです。

2. 平成25年5月15日開催の当社取締役会において、ジー・テイスト、ジー・ネットワークス及び当社は、同年8月1日を効力発生日として、ジー・テイストを存続会社とする吸収合併を実施することを決議いたしました。当該合併の概要は以下のとおりです。

(1) 合併の目的

ジー・テイスト、ジー・ネットワークス及び当社の経営統合により、全国的な仕入れ・物流を含む取引関係等の一体化を進め、また総合的な経営・管理体制を構築し、経営資源の集中と効率化による競争力の強化・売上の拡大と収益率の向上を図ることとしました。

(2) 合併の方法等

ジー・テイストを存続会社、ジー・ネットワークス及び当社を消滅会社とする吸収合併です。

(3) 合併に係る割当ての内容の算定根拠

合併比率に関しては、公平性・妥当性を確保するため、統合3社がそれぞれ別個に独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼することとし、ジー・テイストはアルバース証券株式会社、ジー・ネットワークスはフロンティア・マネジメント株式会社、当社は松山公認会計事務所を、算定に関するそれぞれの第三者算定機関として選定しました。算定につきましては、3社の普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから、市場株価平均法を採用するとともに、DCF法による算定を行っております。

(4) 合併に係る割当ての内容の算定根拠

商号	株式会社ジー・テイスト
本店の所在地	仙台市宮城野区
代表者の氏名	代表取締役社長 杉本 英雄（平成25年8月1日に就任予定） 代表取締役副社長 稲吉 史泰（現代表取締役社長）
資本金の額	1,785百万円（平成25年3月末現在）
事業の内容	外食店舗の直営及びFC事業、教育事業（平成25年3月末現在）

(5) 実施する会計処理の概要

本件合併は、企業統合に関する会計基準上、統合3社がいずれも株式会社ジー・コミュニケーションを親会社とすることから、共通支配下の取引に該当しますので、のれんは発生しない見込みです。

(その他の注記)

1. 減損損失に関する注記

当事業年度において当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失
店舗	建物等	三重県鈴鹿市他 4 件	81,236千円

当社は減損損失を認識するにあたり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、また賃貸資産及び遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。また、本社等につきましては、全社資産としてグルーピングしております。

店舗及び賃貸資産については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナス又はマイナスとなる見込みである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、また遊休資産及びその他については、今後の使用の見込みがない資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(減損損失の内訳)

種 類	金額 (千円)
建物	69,195
構築物	6,694
器具及び備品	4,908
電話加入権	436
計	81,236

資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。

なお、正味売却価額は、処分見込価額を基に算定した金額により評価しております。

2. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗及び店舗用敷地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該建物の耐用年数と見積り、割引率は0.727%から2.293%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	86,632千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	5,087千円
見積りの変更による増加額	2,559千円
時の経過による調整額	1,596千円
資産除去債務の履行による減少額	3,400千円
履行義務の免除等による振替額	4,650千円
期末残高	87,825千円

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月21日

株式会社さかい

取締役会 御中

なぎさ監査法人

代表社員 公認会計士 西井博生 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大平豊 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社さかいの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は、平成25年5月15日開催の取締役会において、株式会社ジー・テイスト及び株式会社ジー・ネットワークスとの間で、それぞれの飲食店舗運営事業を、同年8月1日を効力発生日として、株式会社クック・オペレーションに共同新設分割により承継させることを決議している。

2. 重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は、平成25年5月15日開催の取締役会において、株式会社ジー・テイスト及び株式会社ジー・ネットワークスとの間で、同年8月1日を効力発生日として、株式会社ジー・テイストを存続会社とする吸収合併を実施することを決議している。

上記事項は、いずれも当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議した結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 なぎさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月24日

株式会社さかい 監査役会

常勤監査役	間 宮 友 久	㊟
社外監査役	佐 藤 加代子	㊟
社外監査役	梶 浦 章 史	㊟
社外監査役	黒 川 孝 雄	㊟

以 上

共同新設分割計画書（写）

株式会社ジー・テイスト（以下「甲」という。）、株式会社ジー・ネットワークス（以下「乙」という。）及び株式会社さかい（以下「丙」という。）は、甲が営む飲食店舗運営事業（以下「甲事業」という。）、乙が営む飲食店舗運営事業（以下「乙事業」という。）及び丙が営む飲食店舗運営事業（以下「丙事業」という。）に関して有する権利義務を、共同して新たに設立する株式会社に承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）を行うにあたり、次のとおり共同新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（新設分割設立会社）

1. 本件分割における新設分割設立会社（以下「新設会社」という。）の商号及び本店の所在地は次のとおりとする。
（商号） 株式会社クック・オペレーション
（本店の所在地） 愛知県名古屋市
2. 前項に定めるほか、新設会社の目的、発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「定款」のとおりとする。

第2条（新設会社の設立時取締役の氏名）

新設会社の設立時取締役は、以下のとおりとする。

取締役 阿久津 貴史
取締役 稲吉 史泰

第3条（本件分割により承継する権利義務）

1. 新設会社は、本件成立日（第6条に定義する。以下同じ。）をもって、甲、乙及び丙から、別紙2「承継権利義務明細表」記載の資産、債務、契約その他の権利義務を承継する。
2. 前項における債務の承継は、全て重畳的債務引受の方法による

第4条（新設会社が本件分割に際して交付する株式の種類及び数）

新設会社が本件分割に際して発行する株式の種類及び数は、普通株式26,000株とし、そのうち10,000株を甲に、9,000株を乙に、7,000株を丙に割当交付する。

第5条（新設会社の資本金及び準備金に関する事項）

新設会社の設立時の資本金及び準備金の額に関する事項は、以下のとおりとする。但し、本件成立日前日における甲乙丙の資産及び負債等の状況等により、これを変更することができる。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 資本金の額 | 50,000,000円 |
| (2) 資本準備金の額 | 0円 |
| (3) その他資本剰余金の額 | 株主資本等変動額（会社計算規則第51条に規定するところに従い計算される株主資本等変動額をいう。）から上記(1)及び(2)の金額の合計額を控除して得た額 |
| (4) 利益準備金の額 | 0円 |

第6条（新設会社の成立の日）

新設会社の成立の日は、平成25年8月1日（以下「本件成立日」という。）とし、新設会社は、同日をもってその設立の登記申請を行う。但し、手続上の進行の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙丙協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（善管注意義務等）

1. 甲、乙及び丙は、本計画作成後本件成立日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意義務をもって、各自が設立会社に承継させる事業を維持・管理するものとする。
2. 甲、乙及び丙は、本計画作成後本件成立日までの間において、各自が設立会社に承継させる事業について、重要な影響を及ぼす行為を行うときは、甲乙丙協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条（競業禁止義務の不存在）

1. 甲は、本件成立日後においても、甲事業について会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わないものとする。
2. 乙は、本件成立日後においても、乙事業について会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わないものとする。
3. 丙は、本件成立日後においても、丙事業について会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わないものとする。

第9条（本計画の変更又は中止）

甲、乙及び丙は、本計画作成後本件成立日までの間に、本計画に従った本件分割の実行の支障となりうる重大な事象が発生又は判明した場合（本計画作成時に既に判明していた事象について、本計画作成後に重大であることが判明した場合を含む。）には、甲乙丙協議し合意の上、本計画を変更し又は本件分割を中止することができる。

第10条（本計画の効力）

本計画は、本計画の履行に必要な法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合には、その効力を失う。

第11条（その他の事項）

本計画に定めのない事項その他本件分割に際し必要な事項については、本件分割の趣旨に従い、甲乙丙協議の上これを決定する。

平成25年5月15日

甲 仙台市宮城野区榴岡二丁目2番10号
株式会社ジー・テイスト
代表取締役社長 稲吉 史泰

乙 山口県山陽小野田市大字西高泊字西大塚1198番地4
株式会社ジー・ネットワークス
代表取締役社長 阿久津 貴史

丙 名古屋市北区黒川本通二丁目46番地
株式会社さかい
代表取締役社長 山下 淳

別紙1

定款 第1章 総則

第1条 (商号)

当社は、株式会社クック・オペレーションと称する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 飲食店の経営及びフランチャイズチェーン形態による飲食店の経営指導
- (2) 前記各号に附帯する又は関連する一切の業務その他前記各号の目的を達するために必要な事業

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を愛知県名古屋市に置く。

第4条 (機関)

当社は、株主総会及び取締役を置く。

第5条 (公告方法)

当社の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

第2章 株式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、100,000株とする。

第7条 (株券の不発行)

当社の株式については、株券を発行しない。

第8条（株式譲渡の制限）

譲渡による当会社の株式の取得については、株主総会の承認を要する。

第3章 株主総会

第9条（株主総会の招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて、随時これを招集する。

第10条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第11条（招集権者及び議長）

法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会は、取締役が招集する。株主総会の議長は、招集を行った取締役がこれにあたる。

第12条（招集通知）

- 1 株主総会の招集通知は、議決権を行使することができる各株主に対し、株主総会の日の2日前までに発する。但し、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、上記期間を短縮することができる。
- 2 議決権を行使することができる株主全員の同意があるときには、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、招集手続を経ることなく株主総会を開催することができる。

第13条（議決の方法）

- 1 株主総会の議決は、法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める議決は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第14条（議決権の代理行使）

株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第15条（議事録）

株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、当社がこれを保存する。

第4章 取締役

第16条（取締役の員数）

当社の取締役は、1名以上とする。

第17条（選任）

- 1 取締役は、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第18条（取締役の任期）

- 1 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任の取締役又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第19条（会社の代表）

取締役は、各自会社を代表する。

第20条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議に基づいて決定される。

第5章 計算

第21条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第22条（剰余金の配当）

- 1 剰余金の配当としての期末配当は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対してこれを行う。
- 2 前項のほか、当会社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

第23条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合には、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附則

第24条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から平成26年3月31日までとする。

承継権利義務明細表

新設会社が平成25年8月1日を本件成立日とする会社分割により、甲、乙及び丙から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は以下のとおりとする。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の額の評価については、平成25年3月31日の甲、乙及び丙の貸借対照表を基礎とし、これに本件成立日の前日までの増減を加減した上で確定する。

1 甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務

(1) 資産

本件成立日における本件事業に係る以下の資産

① 流動資産

添付の直営店舗に係る現金、売掛金、未収入金及びたな卸資産
預金（分割対象となる預金の金額は本件分割により新設会社が甲から承継する純資産額が1億円となるように合理的に算定される額とする。）

繰延税金資産

② 固定資産

(i) 有形固定資産

添付の直営店舗に係る機械装置、車両運搬具、工具・器具・備品及び少額償却資産

(ii) 無形固定資産

添付の直営店舗に係る電話加入権、施設利用権及びソフトウェア

(2) 負債

本件成立日における本件事業に係る以下の負債

① 流動負債

添付の直営店舗に係る買掛金及び未払金
前受収益

(3) 契約等（雇用契約等については(4)に記載のとおり）

本件事業に係る一切の契約（ただし、本件事業に係る不動産の賃貸借契約、リース契約を除く。）上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務

(4) 雇用契約等

本件分割の本件成立日において本件事業に従事する甲の従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は新設会社に承継されないものとし、甲は、本件分割の本件成立日において本件事業に従事する甲の従業員を、甲に在籍させたまま新設会社に出向させ、以後、新設会社において本件事業に従事させるものとする。当該出向者の出向期間その他出向に関する条件は、甲及び新設会社間にて協議の上、決定するものとする。

(5) 承継する許認可等

本件成立日において、甲が保有している本件事業に関連する一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継が可能なもの。

2 乙から承継する資産、債務、契約その他の権利義務

(1) 資産

本件成立日における本件事業に係る以下の資産

① 流動資産

添付の直営店舗に係る現金、売掛金及びたな卸資産

預金（分割対象となる預金の金額は本件分割により新設会社が乙から承継する純資産額が1億円となるように合理的に算定される額とする。）

繰延税金資産

② 固定資産

(i) 有形固定資産

添付の直営店舗に係る機械装置、車両運搬具、工具・器具・備品及び少額償却資産

(ii) 無形固定資産

添付の直営店舗に係る電話加入権及び施設利用権

(2) 負債

本件成立日における本件事業に係る以下の負債

① 流動負債

添付の直営店舗に係る買掛金及び未払金

前受収益

② 固定負債

長期前受収益

(3) 契約等（雇用契約等については(4)に記載のとおり）

本件事業に係る一切の契約（ただし、本件事業に係る不動産の賃貸借契約、リース契約を除く。）上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務

(4) 雇用契約等

本件分割の本件成立日において本件事業に従事する乙の従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は新設会社に承継されないものとし、乙は、本件分割の本件成立日において本件事業に従事する乙の従業員を、乙に在籍させたまま新設会社に出向させ、以後、新設会社において本件事業に従事させるものとする。当該出向者の出向期間その他出向に関する条件は、乙及び新設会社間にて協議の上、決定するものとする。

(5) 承継する許認可等

本件成立日において、乙が保有している本件事業に関連する一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継が可能なもの。

3 丙から承継する資産、債務、契約その他の権利義務

(1) 資産

本件成立日における本件事業に係る以下の資産

① 流動資産

添付の直営店舗に係る現金、売掛金及びたな卸資産

預金（分割対象となる預金の金額は本件分割により新設会社が丙から承継する純資産額が1億円となるように合理的に算定される額とする。）

② 固定資産

(i) 有形固定資産

添付の直営店舗に係る工具・器具・備品及び少額償却資産

(ii) 無形固定資産

添付の直営店舗に係る電話加入権及び施設利用権

(2) 負債

本件成立日における本件事業に係る以下の負債

① 流動負債

添付の直営店舗に係る買掛金及び未払金
前受収益

② 固定負債

長期前受収益

(3) 契約等（雇用契約等については(4)に記載のとおり）

本件事業に係る一切の契約（ただし、本件事業に係る不動産の賃貸借契約、リース契約を除く。）上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務

(4) 雇用契約等

本件分割の本件成立日において本件事業に従事する丙の従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は新設会社に承継されないものとし、丙は、本件分割の本件成立日において本件事業に従事する丙の従業員を、丙に在籍させたまま新設会社に出向させ、以後、新設会社において本件事業に従事させるものとする。当該出向者の出向期間その他出向に関する条件は、丙及び新設会社間にて協議の上、決定するものとする。

(5) 承継する許認可等

本件成立日において、丙が保有している本件事業に関連する一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継が可能なもの。

添付

甲の承継対象となる直営店舗一覧

店舗名	
平禄寿司 仙台青葉政岡通店	平禄寿司 宮城涌谷店
平禄寿司 宮城岩沼店	平禄寿司 宮城加美中新田店
仙台下駄や 仙台青葉国分町店	平禄寿司 宮城栗原若柳店
平禄寿司 仙台若林六丁目店	平禄寿司 宮城塩竈杉の入店
平禄寿司 仙台泉市名坂店	平禄寿司 宮城柴田船岡店
平禄寿司 仙台青葉一番町店	奥羽寿司製作所 秋田仙北角館店
平禄寿司 宮城大河原店	あじこう 札幌中央すすきの店
平禄寿司 仙台太白西多賀店	平禄寿司 札幌西八軒店
平禄寿司 札幌白石菊水元町店	平禄寿司 岩手二戸店
平禄寿司 札幌北太平店	平禄寿司 福島須賀川店
平禄寿司 札幌厚別サンピアザ店	平禄寿司 宮城大崎古川南店
平禄寿司 宮城石巻東中里店	平禄寿司 宮城富谷明石台店
平禄寿司 札幌中央すすきの店	平禄寿司 岩手盛岡みたけ店
平禄寿司 仙台太白南仙台店	奥羽寿司製作所 岩手久慈店
平禄寿司 宮城名取北店	平禄寿司 札幌東苗穂店
平禄寿司 仙台泉中山店	平禄寿司 福島矢吹店
平禄寿司 仙台青葉クリスロード店	平禄寿司 仙台青葉愛子店
平禄寿司 宮城栗原築館店	平禄寿司 北海道旭川店
平禄寿司 山形寒河江店	平禄寿司 仙台宮城野新田東店
平禄寿司 仙台青葉上杉店	平禄寿司 北海道苫小牧店
平禄寿司 宮城大和吉岡店	平禄寿司 仙台宮城野榴岡店
平禄寿司 福島矢野目店	平禄寿司 仙台青葉八幡町店
平禄寿司 福島白河店	平禄寿司 青森八戸店

店舗名	
平禄寿司 山形東根店	平禄寿司 仙台泉パークタウンタピオ店
平禄寿司 宮城白石店	奥羽寿司製作所 岩手奥州江刺店
平禄寿司 宮城美里小牛田店	平禄寿司 東京渋谷表参道店
平禄寿司 宮城多賀城西店	平禄寿司 東京町田店
平禄寿司 宮城利府店	平禄寿司 東京新宿大久保店
平禄寿司 福島郡山八山田店	平禄寿司 東京北赤羽店
奥羽寿司製作所 岩手盛岡津志田店	平禄寿司 横浜中伊勢佐木町店
平禄寿司 東京豊島池袋西口店	もうふうダイニング 四条大宮店
平禄寿司 神奈川厚木店	もうふうダイニング 神奈川小田原店
平禄寿司 埼玉戸田店	東京ヤミツキ酒場 神奈川関内店
仙台下駄や 千代田丸の内トキア店	とりあえず吾平 石川小松店
平禄寿司 東京江戸川小岩南口店	とりあえず吾平 富山飯野店
平禄寿司 東京葛飾金町店	とりあえず吾平 石川白山松任店
平禄寿司 東京葛飾亀有店	とりあえず吾平 石川野々市押野店
宅配平禄仙台泉中央店	とりあえず吾平 石川金沢鞍月店
おむらいす亭石川アピタ松任店	とりあえず吾平 富山駅前本店
アントニオ猪木酒場 東京新宿店	とりあえず吾平 富山中川原店
とりボックス 浜松西伊場の巢	とりあえず吾平 福井開発店
てんてけてん 埼玉日進店	とりあえず吾平 富山高岡四屋店
てんてけてん 埼玉北本店	とりあえず吾平 石川金沢高柳店
てんてけてん 東京東村山店	とりあえず吾平 長野川中島店
えん屋 東京中野店	とりあえず吾平 富山黒瀬店
えん屋 東京下北沢店	とりあえず吾平 石川金沢新神田店
えん屋 東京新高円寺店	とりあえず吾平 福井鯖江店
えん屋 東京四ツ谷店	とりあえず吾平 富山高岡駅南店

店舗名	
えん屋 東京荻窪店	とりあえず吾平 仙台宮城野新田東店
えん屋 東京調布店	とりあえず吾平 栃木小山店
えん屋 東京三鷹店	とりあえず吾平 群馬前橋店
えん屋 川崎店	とりあえず吾平 宮城石巻蛇田店
えん屋 埼玉深谷店	とりあえず吾平 新潟柏崎店
えん屋 埼玉浦和店	とりあえず吾平 富山魚津店
地魚屋 東京新川店	とりあえず吾平 埼玉伊奈店
地魚屋 さいたま大宮店	とりあえず吾平 埼玉本庄店
地魚屋 東京三田店	とりあえず吾平 長岡喜多町店
地魚屋 東京浜松町店	とりあえず吾平 福井西方店
もうふうダイニング 静岡函南店	とりあえず吾平 新潟赤道店
もうふうダイニング 千葉八千代店	とりあえず吾平 長野松本村井店
とりあえず吾平 東京町田店	ゆると菜村さ来 名駅前店
とりあえず吾平 埼玉入間久保稲荷店	海宴丸 武蔵小杉店
とりあえず吾平 新潟燕三条店	ぱたぱた家 東日本橋店
とりあえず吾平 千葉野田店	ちょっとよろう家 千里中央店
とりあえず吾平 山形城西店	ふらり村さ来 埼玉中央店
とりあえず吾平 福井学園店	ぱたぱた家 東京田町店
とりあえず吾平 仙台若林遠見塚店	てんてけてん 東京葛西店
とりあえず吾平 金沢駅西店	ゆると菜村さ来 当知店
とりあえず吾平 静岡沼津下香貫店	村さ来 東京中村橋店
とりあえず吾平 茨城土浦店	ちゃんこ江戸沢 新潟女池店
とりあえず吾平 埼玉越谷店	ちゃんこ江戸沢 新潟長岡今朝白店
とりあえず吾平 千葉若葉店	ちゃんこ江戸沢 富山本郷店
とりあえず吾平 栃木足利店	ちゃんこ江戸沢 富山高岡赤祖父店

店舗名	
とりあえず吾平 茨城つくば店	ちゃんこ江戸沢 石川小松店
とりあえず吾平 仙台太白柳生店	ちゃんこ江戸沢 福井鯖江店
とりあえず吾平 山形南陽店	ちゃんこ江戸沢 福井高木中央店
とりあえず吾平 岩手奥州水沢あてるい店	ちゃんこ江戸沢 東京総本店
小樽食堂 栃木宇都宮店	ちゃんこ江戸沢 静岡川合店
小樽食堂 栃木小山店	ちゃんこ江戸沢 東京両国店
小樽食堂 富山砺波店	ちゃんこ江戸沢 静岡富士店
小樽食堂 富山高岡内免店	ちゃんこ江戸沢 東京江戸川店
小樽食堂 千葉流山店	ちゃんこ江戸沢 静岡清水店
小樽食堂 浜松丸塚店	ちゃんこ江戸沢 千葉木更津店
小樽食堂 東京町田広袴店	ちゃんこ江戸沢 静岡藤枝店
小樽食堂 静岡三島店	ちゃんこ江戸沢 東京町田根岸店
まるさ水産 神奈川綾瀬店	ちゃんこ江戸沢 神奈川厚木店
村さ来 用賀店	ちゃんこ江戸沢 静岡磐田店
村さ来 新宿新南口店	ちゃんこ江戸沢 静岡沼津若葉店
村さ来 水道橋西口店	ちゃんこ江戸沢 埼玉新座店
村さ来 新大阪店	ちゃんこ江戸沢 千葉緑店
海賓亭 東京八重洲店	アモール・デ・ガウディ 東京六本木店
唐竹家 東京虎ノ門店	元町珈琲 浜松西伊場店
伊藤珈琲 静岡清水楼	

乙の承継対象となる直営店舗一覧

店コード	店舗名
0212	カルビ大陸 山口小野田店
0216	和食・鍋 しゃぶしゃぶ清水 山口宇部店
0221	敦煌 山口小野田店
0225	敦煌 山口周南店
0226	敦煌 山口宇部店
0227	海鮮酒家 敦煌 山口下関店
0230	カルビ大陸 山口宇部店
0262	敦煌 広島中店
0283	カルビ大陸 広島廿日市店
0284	カルビ大陸 山口防府店
0285	カルビ大陸 山口周南店
0286	小樽食堂 広島西条プラザ店
0316	とりあえず吾平 おもろまち店
0317	仙台下駄や 広島中店
0320	とりあえず吾平 兵庫姫路店
0321	とりあえず吾平 兵庫太子店
0322	とりあえず吾平 大阪枚方店
0323	とりあえず吾平 大阪岸和田店
0325	高粋舎 兵庫明石店
0356	おむらいす亭 福岡イオン大野城店
0370	おむらいす亭 広島フジグラン神辺店
0371	おむらいす亭 山口おのだサンパーク店
0375	おむらいす亭 福岡ゆめタウン博多店

店コード	店舗名
0390	あげてんや 福岡ゆめタウン筑紫野店
0395	うどん穂の川 広島ゆめタウン呉店
0431	おむらいす亭 北九州チャチャタウン小倉店
0432	おむらいす亭 福岡ゆめタウン筑紫野店
0440	おむらいす亭 愛媛イオン新居浜店
0445	おむらいす亭 イオン隼人国分店
0465	おむらいす亭 福岡ゆめタウン大牟田店
0466	おむらいす亭 熊本ゆめタウン光の森店
0475	おむらいす亭 福岡イオン直方店
0476	おむらいす亭 山口ザ・モール周南店
0481	おむらいす亭 福岡ゆめタウン八女店
0494	おむらいす亭 佐賀ゆめタウン佐賀店
0504	長崎ちゃんめん 山口宇部店
0507	長崎ちゃんめん 山口長門店
0510	長崎ちゃんめん 山口厚狭店
0513	長崎ちゃんめん 山口宇部厚南店
0566	長崎ちゃんめん 山口岩国立石店
0620	石焼ビビンバ あんにょん 福岡ゆめタウン博多店
0624	ちゃんぽん座ザ十鉄 佐賀ゆめタウン佐賀店
0626	穂の川製麺 大分ゆめタウン別府店
0627	おむらいす亭 大分ゆめタウン別府店
0628	あんにょん 島根ゆめタウン出雲店
0629	おむらいす亭 島根ゆめタウン出雲店
0631	あんにょん 福岡トリアス久山店
0633	あんにょん 愛媛イオン新居浜店

店コード	店舗名
0634	あんにょん 鳥取イオン鳥取北店
0635	おむらいす亭 鳥取イオン鳥取北店
0636	長崎ちゃんめん 十鉄 福岡イオンモール店
0637	おむらいす亭 高知イオンモール高知店
0638	あんにょん 香川イオン綾川店
0640	おむらいす亭 大阪クリスタ長堀店
0641	おむらいす亭 名古屋イオンモール新瑞橋店
0642	おむらいす亭 東京アリオ北砂店
0643	おむらいす亭 東京イトーヨーカドー葛西店
0644	おむらいす亭 埼玉アリオ川口店
0645	おむらいす亭 奈良ならファミリー店
0646	おむらいす亭 埼玉イトーヨーカドー錦町店
0647	あげてんや 浜松イオンモール浜松志都呂店
0648	おむらいす亭 熊本ゆめタウンはません店
0649	あげてんや 福岡ゆめタウン大牟田店
0660	あげてんや 埼玉イトーヨーカドー三郷店
0661	あげてんや さいたまいオンモール与野店
0662	おむらいす亭 奈良イオンモール奈良登美ヶ丘店
0663	おむらいす亭 高松イオンモール高松店
0914	とりあえず吾平 堺北店
0917	とりあえず吾平 大阪貝塚店
0918	しゃぶしゃぶすきやき清水 大阪枚方店
0919	しゃぶしゃぶすきやき清水 東大阪東鴻池店
0920	とりあえず吾平 大阪和泉店
0921	とりあえず吾平 大阪中央店

店コード	店舗名
0925	とりあえず吾平 姫路英賀保店
0926	とりあえず吾平 兵庫姫路御立店
0928	しゃぶしゃぶすきやき清水 岡山倉敷店
0930	ちゃんこ江戸沢 岡山青江店
0931	とりあえず吾平 岡山本町店
0932	しゃぶしゃぶすきやき清水 広島福山店
0933	しゃぶしゃぶすきやき清水 広島福山店（沖の上）
0934	しゃぶしゃぶすきやき清水 香川高松店
1605	長崎ちゃんめん 広島呉広店
1606	長崎ちゃんめん 広島廿日市店
1614	長崎ちゃんめん 広島佐伯店
1615	うどん穂の川 広島南店
2703	長崎ちゃんめん 岡山伊福店
2704	長崎ちゃんめん 岡山益野店
2706	長崎ちゃんめん 岡山福浜店
2709	長崎ちゃんめん 岡山倉敷店
2710	長崎ちゃんめん 岡山総社店
2714	長崎ちゃんめん 岡山浜店
3713	長崎ちゃんめん 神戸西店
3805	うどん穂の川 大阪吹田店
3806	長崎ちゃんめん 兵庫宝塚店
3816	うどん穂の川 大阪東住吉店
3821	うどん穂の川 神戸西店
3826	うどん穂の川 兵庫イオンタウン東加古川店

丙の承継対象となる直営店舗一覧

業態名	店舗名
さかい	春日部店
さかい	成田店
さかい	羽村店
さかい	八王子めじろ台店
さかい	世田谷喜多見店
さかい	武蔵野桜堤店
さかい	新宿歌舞伎町店
さかい	秦野店
さかい	横浜天王町店
さかい	橋本店
さかい	湘南ライフタウン店
さかい	久里浜店
さかい	鶴沼海岸店
さかい	金沢八景店
さかい	松本村井店
さかい	上田店
さかい	長野長池店
さかい	大垣赤坂店
さかい	各務原店
さかい	茜部店
さかい	清水月見店
さかい	清水駅前店
さかい	函南店
さかい	浜松森田店

業態名	店舗名
さかい	掛川店
さかい	磐田店
さかい	三島南店
さかい	焼津三ヶ名店
さかい	富士吉原店
さかい	静岡インター店
さかい	静岡藤枝店
さかい	杵中店
さかい	知立店
さかい	西尾店
さかい	四日市ときわ店
さかい	四日市西店
さかい	京都洛西店
さかい	京都一乗寺店
さかい	伏見横大路店
さかい	大阪ヴィソラ箕面店
さかい	四條畷店
さかい	池田店
さかい	堺浜寺店
さかい	大阪岸和田今木店
さかい	伊丹大鹿店
大阪カルビ	千代田内神田店
大阪カルビ	岐阜正木店
大阪カルビ	浜松インター店
大阪カルビ	愛知春日井店

業態名	店舗名
大阪カルビ	名古屋港店
大阪カルビ	愛知一宮バイパス店
大阪カルビ	愛知大口店
大阪カルビ	愛知尾張旭店
大阪カルビ	愛知三好店
大阪カルビ	愛知長久手店
大阪カルビ	三重鈴鹿店
大阪カルビ	津高茶屋店
大阪カルビ（食べ放題）	埼玉入間店
大阪カルビ（食べ放題）	新習志野店
大阪カルビ（食べ放題）	横浜戸塚店
とりボックス	静岡函南の巣
ビュッフェオリーブ	函南店
ビュッフェオリーブ	名古屋岩塚店
ビュッフェオリーブ	堺泉北店